

1 健康増進に向けた取組みの推進

(1) 活動展開の視点

健康増進法第2条においては、個人が生活習慣病への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを国民の「責務」とし、第8条においては、自治体はその取組みを支援するものとして、計画化を努力義務としています。

市民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む本市において、市民一人ひとりの重要な課題です。

したがって、健康増進施策を本市の重要な行政施策として位置づけ、第3次健康プラン芦別の推進においては、市民の健康に関する各種指標を活用し、取組みを推進していきます。

一人ひとりの身体は、今まで生きてきた歴史や社会背景、本人の価値観によって作り上げられており、それぞれの身体の問題解決は画一的なものではないことから、その生活の状況や能力、ライフステージ等、個人の身体（健診結果）をよく見たうえで、主体的な取組みを重視して、健康増進を図ることが基本になります。

本市としては、その活動を支えながら、個人の理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につけるよう、積極的な支援を進めます。

同時に、個人の生活習慣や価値観の形成の背景となる家族環境や、地域の特性、習慣等、の実態把握にも努めながら、直面する健康課題に対し、その解決策を市民とともに協力し、考え合うことで、個々の気づきが深まり、健康増進に向かう地域活動を展開します。

これらの活動により、国民健康づくり運動の4つの基本的な方向の実現を目指します。

(2) 関係機関との連携

ライフステージに応じた健康増進の取組みを進めるに当たっては、事業の効率的な実施を図る観点から、関係機関との連携が必要です。本市における健康増進事業は、さまざまな部署にわたるため、庁内関係各課との連携を図ります。

また、市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援していくために、医師会や関係機関、関係団体等とも十分に連携を図りながら進めていきます。

2

健康増進を担う人材の確保と資質の向上

保健師、管理栄養士等は、ライフステージに応じた健康増進を推進していくために、健康状態を見る上で最も基本的データである、健診データを見続けていく存在です。

健診データは、年齢や性別、遺伝的素因、生活習慣等の現れです。その生活習慣は、個人のみで作られるのではなく、社会の最小単位である家族の生活習慣や、生活している地域等の社会的条件の中でつくられていきます。

地域の生活背景も含めた健康実態と特徴を明確化し、地域特有の文化や食生活と関連付けた解決可能な健康課題を抽出し、市民の健康増進に関する施策を推進するためには、地区担当制による保健指導等の健康増進事業の実施が必要になります。

本市では、保健師等については、必要な社会保障という認識がされている中で、単に個人の健康を願うのみではなく、個人の健康状態が社会に影響を及ぼすと捉え、今後も健康改善の可能性や経済的効率を考えながら優先順位を決定し、業務を取り進めていきます。

また、健康増進に関する施策を推進するためには、専門職の資質の向上が不可欠です。

保健師や管理栄養士などの専門職は、最新の科学的知見に基づく研修や学習会に積極的に参加し、自己研鑽に努め、効果的な保健活動が展開できるよう資質の向上に努めます。